

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月25日

福島県知事 殿



提出者
住 所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町20番地
氏 名 藤 田 建 設 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 内藤勇雄
電話番号 0247-33-2281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	藤田建設工業株式会社
事 業 場 の 所 在 地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町20番地
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	0 6 総合建設業
②事 業 の 規 模	9,686百万円（令和6年6月期）
③従 業 員 数	165人（令和7年5月末現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	〔別紙 1〕 のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 【別紙3】 のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に行っていない		
②計画	【目標】 【別紙3】 のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・ 指導指針に基づき、現場内での自ら利用を実施する（がれき類）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 【別紙3】 のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】 【別紙3】 のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今後も中間処理会社に委託する		

(第5面)

②計画	【目標】 〔別紙4〕のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、 熱回収業者へ処理委託する		
※事務処理欄			

〔別紙１〕

④産業廃棄物の一連の処理の工程	- 既設構造物取り壊し及び残材 がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊）→再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 汚泥→再生処理業者に委託して再生盛土材として再利用 木くず→再生処理業者に委託して、チップ（燃料用）として再資源化 金属くず→再生処理業者に委託して原料として再資源化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託して原料として再資源化 建設系混合廃棄物→再生処理業者に委託して原料として再資源化 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず→再生処理業者に委託して建設資材として再資源化 繊維くず→再生処理業者に委託して原料として再資源化 紙くず→再生処理業者に委託して原料として再資源化 石綿含有廃棄物→再生処理業者に委託→最終処分場にて埋立 - 道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化
-----------------	--

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】														
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラくず・コンクリート 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	建設系混合廃棄物	建設汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	排出量	10,258t	200 t	117 t	34 t	7 t	19 t	302 t	30 t	16 t	1 t	12t	0.02t	2 t
【目 標】														
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラくず・コンクリート 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	建設系混合廃棄物	建設汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	排出量	9,745t	196 t	111 t	33 t	7 t	19 t	287 t	29 t	15 t	1 t	12t	0t	2 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]